水の相互融通に関する協定書

宮津市上下水道事業(以下「甲」という。)と与謝野町上下水道事業(以下「乙」という。)は、災害その他の緊急時に、相互の応援給水を可能とするため、連絡管等の設置による非常時の水の相互融通に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時や大規模な水源水質事故等の非常時に、水を相互に融通 し、給水の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 非 常 時 災害、水源水質事故又は連絡管等事故により甲又は乙の安定供給 が図られなくなるおそれがある時をいう。
 - (2) 連絡管等 甲及び乙の配水管を連絡する管および付帯する量水器等をいう。
 - (3)補修連絡管等の現状維持のための取替及び修繕をいう。
 - (4) 改 良 連絡管等の機能または価値を向上させる連絡管等の増設及び新設をいう。
 - (5) 給水原価 水道事業ガイドライン (公益社団法人日本水道協会発行) の業務 指標 (3015) をいう。

(場所及び管理区分)

- 第3条 甲及び乙は、別表の設置場所を候補地とし、接続可能な場所に連絡管等を設けるものとする。
- 2 連絡管等の所有管理区分は甲及び乙の行政区域境とする。

(工事施工)

- 第4条 連絡管等の設置に係る費用は、甲及び乙それぞれが負担するものとする。
- 2 前条第3項に定める連絡管等の設置に係る工事施工時期及び更新時期については、 双方協議のうえ定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、連絡管等の行政区域側にそれぞれが指定する量水器を設置するもの とする。

(維持管理)

- 第5条 甲及び乙が設置した連絡管等は、双方それぞれに帰属し、甲及び乙が自らの 負担により維持管理するものとする。
- 2 甲及び乙は、連絡管等に故障が生じたときは、直ちに修繕その他必要な措置をしなければならない。
- 3 甲及び乙は、連絡管等を改良する必要が生じた場合は、双方協議のうえ、改良を必要とする側の負担により改良しなければならない。
- 4 甲及び乙は、連絡管等の管理上必要があるときは、連絡管等の状態を調査することができる。この場合において、双方立会いのうえ行わなければならない。

(融通の要請)

- 第6条 甲及び乙は、非常時に水の融通を要請する場合は、水の融通依頼を文書で行 うものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由により文書で行うことが出来な い場合には、口頭、電話、電子メールその他の方法による要請を行い、後日、速や かに文書を送付するものとする。
- 2 水の相互融通に当たっては、その都度あらかじめ次の各号に掲げる事項について、 双方で協議するものとする。
 - (1)融通する水量
 - (2) 融通を開始する日時及び予定期間
 - (3) その他必要事項
- 3 前項第1号の水の融通を行う水量(以下「融通水量」という。)については、双 方の融通する区域ごとに協議のうえ定めるものとする。
- 4 前項に定める融通水量の範囲内である場合でも、双方の融通する区域内の配水水量に不足を生じ、または配水連絡管等の損傷その他やむを得ない事由が生じたときは、いつでも融通水量を制限または停止することができる。
- 5 水の融通は、水の融通を受ける側(以下「受水者」という。)が水の融通をする 側(以下「供給者」という。)に文書で水の融通終了依頼を行うものとする。

(連絡管等の操作)

- 第7条 第3条に規定する連絡管等は、供給者の管内水圧に対し、受水者の管内水圧 が低いことを確認のうえ、甲及び乙が管理区分界の仕切弁を開栓することにより運 用する。
- 2 甲及び乙は常時、連絡管等を充水状態にしておくこととする。
- 3 前条第5項の規定により水の融通終了を依頼する文書が提出されたときは、甲及

び乙が第3条第2項に定める所有・維持管理区分の仕切弁を閉栓する。

- 4 第1項及び前項により管理区分界の仕切弁を開閉するときは、双方立会いのうえ 行うものとする。
- 5 前項の立会に要する費用は、甲及び乙ともに請求しないものとする。

(融通費用)

- 第8条 水の相互融通を行った場合の費用は、次の各号に掲げる額の合計額とし、受水者が供給者の指定する期日までに全額を支払うことを基本とする。ただし、供給者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 供給者が水の融通を行った年度における1 m³当たりの最新の給水原価に融 通水量を乗じて得た額
 - (2) 水の融通に伴う出動及び準備に要する費用その他必要と認められる費用
 - (3) 前項に掲げる額の合計額に対する消費税及び地方消費税額

(融通水量の認定)

- 第9条 融通水量の認定は、第4条第3項に規定する量水器の検針日を定め、双方立 会いのうえ検針し、その水量をもって融通水量とする。
- 2 供給者の検針水量が受水者の水量を超える水量差が生じた場合、当該水量差の5 パーセントを超える水量に係る費用について受水者が負担する。

(運用及び運用訓練)

第10条 連絡管等の運用および運用訓練については、必要に応じて双方で協議する。

(別件工事による取扱い)

- 第11条 甲及び乙は、水の相互融通以外の事由により、連絡管等による水の相互融通 が不能となる恐れがある場合は、相手方に対し、工事期間、断水期間等を速やかに 通知するものとする。
- 2 前項の事由による断水期間においては、水の相互融通は行わないものとし、これ により生じる損害等に対し、原因者は責任を負わないものとする。

(損害賠償等)

第12条 甲及び乙は、連絡管等の維持管理の瑕疵等により、甲もしくは乙又は第三者 に損害を与えた場合における損害賠償等については、その都度双方で協議し、定め るものとする。 (担当部課の設置)

第13条 甲及び乙は、この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、あらかじめ連絡担 当部課を定めるものとする。

(期間)

- 第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。
- 2 前項の規定による期間満了までに、甲及び乙から異議申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間有効期限を延長することとし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度双 方で協議し、定めるものとする。

この協定を締結するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を 保有する。

令和6年4月1日

- 甲 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1 宮津市上下水道事業 宮津市長 城﨑雅文
- 乙 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798番地1 与謝野町上下水道事業 与謝野町長 山 添 藤 真

(別表) 連絡管等の設置場所

名 称	設置場所
須津・石川連絡管等	宮津市字須津 10001 番 5 付近 与謝郡与謝野町字石川 7001 番地 9 付近
男山・須津連絡管等	宮津市字須津 2664 番地付近 与謝郡与謝野町字弓木 1638 番地付近
男山・国分連絡管等	宮津市字国分2番地1付近 与謝郡与謝野町字男山883番地付近